



多様な他者との関わりの機会の創出事業施設の利用料を助成します

多様な他者との関わりの機会の創出事業施設の利用者のうち、対象となる世帯に対して保育料の助成を実施いたします。

1 対象世帯及び助成金額

	助成対象者	基礎基準額	対象経費
1	生活保護世帯	日額3,000円	利用料(4月～3月分)
2	住民税非課税世帯	日額2,400円	
3	年収360万円未満相当世帯 (世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯)	日額2,100円	
4	要支援児のいる世帯	実費負担額	
5	利用者負担軽減の無償化※ (令和7年9月1日以降は第1子も対象)	月額44,000円	

※「利用者負担軽減の無償化」は、住民税課税世帯第2子以降の児童が利用する世帯が対象となります。令和7年9月1日以降は、第1子も無償化の対象になります。

※基礎基準額は、児童一人当たりの助成金額です。助成対象者が施設に支払った金額と比較して、いずれか少ない方の金額を助成します。

※対象経費には日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は含まれません

2 申請に必要な書類

- ① 板橋区保育施設における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成申請書 兼 口座振替依頼書
- ② 令和7年4月分以降の利用料の領収書(利用月数分)
- ③ 利用施設と保護者間の契約書のコピー(契約金額が記載されているもの)

3 申請期限

令和8年4月10日(金)まで

※申請期間内に必ず申請ください。期限を超えると申請ができません。

4 申請窓口

板橋区役所 子ども家庭部保育サービス課 民間保育第二係(区役所南館3階②窓口)

住所 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

5 申請方法

窓口もしくは郵送にて提出してください。

6 お問い合わせ

板橋区子ども家庭部保育サービス課 民間保育第二係

電話：03-3579-2494